

# 平成23年度のウメ輪紋ウイルスに関する調査の概要

## 1. 調査の目的

### 〔防除区域等調査〕

ウメ輪紋ウイルスによる病気の撲滅のため、緊急防除の防除区域（※1）とその周辺の果樹園、公園、民家などにある植物を調べ、病気にかかった植物を特定する。

※1 東京都青梅市・日の出町の全域、あきる野市・八王子市・羽村市・奥多摩町の一部

### 〔広域調査〕

緊急防除の防除区域以外の地域への病気のまん延を防止するため、全国47都道府県の果樹園や公園にある植物を調べ、病気にかかった植物がないかどうかを確認する。

## 2. 調査の概要

### (1) 調査対象植物

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウなど *Prunus* 属（サクラ属）の植物

### (2) 調査時期

平成23年2月～9月

### (3) 調査対象園地

#### 〔防除区域等調査〕

植物防疫法に基づく緊急防除の防除区域及びその周辺の果樹園、公園、民家など

#### 〔広域調査〕

#### ア 全国調査

防除区域等調査の対象地域を除く全国の主な果樹園や公園など

#### イ 発生監視調査

平成22年度までの広域調査で感染した植物を確認した園地（※2）及びその周辺の果樹園、公園、民家など

※2 茨城県水戸市、神奈川県小田原市、東京都足立区、滋賀県長浜市、大阪府吹田市、奈良県奈良市及び桜井市

#### ウ 追跡調査

緊急防除の開始前に防除区域から移動した調査対象植物の移動先及びその周辺の果樹園、公園、民家など

### (4) 調査の実施方法

① 農林水産省植物防疫所の植物防疫官及び都道府県の職員（又は東京都が委託した民間業者）が、目視により葉の病徴の有無を調査

② 病徴が見られた植物（2.（3）アの全国調査及び委託業者が実施した場合には、病徴の有無にかかわらず、全ての植物）について、1植物あたり5枚の葉を採取

③ 採取した葉は、植物防疫所がイムノクロマト法で検定

イムノクロマト法で陽性反応が見られたものは、LAMP法で確認検定

### 3. 調査結果の概要

#### 〔防除区域等調査〕

対象地域に存在する13,616園地 61,129本の調査を行った結果、1,180園地 3,142本で感染植物を確認した（表1）。

#### 〔広域調査〕

対象とした47都道府県 2,148園地 197,075本の調査を実施した結果、5都道府県 9園地 80本の感染植物を確認した（表2）。

### 4. 感染を確認した園地等の対応

ウメ輪紋ウイルスの感染が確認された園地及びその周辺地域では、次のとおり、まん延防止及び防除対策を実施

#### 〔宿主植物の移動制限〕

感染が確認された園地では、当該ウイルスに感染するおそれがある植物（2.（1）調査対象植物に同じ。）の移動を制限

#### 〔アブラムシ防除〕

感染が確認された園地では、当該ウイルスを伝搬するアブラムシを防除

#### 〔感染植物の処分〕

感染が確認された植物は、所有者の了解を得た上で速やかに処分

### 5. その他

24年度も引き続き調査及び防除を実施

表 1 防除地区等の調査結果（平成 23 年度）

都道府県	市区町村	調査園地数	発生園地数	調査樹数	感染樹数
東京都	青梅市	10,891	1,137	46,548	3,046
	あきる野市(※)	387	19	2,661	44
	八王子市	286	0	4,103	0
	羽村市	60	3	552	24
	奥多摩町	605	8	2,192	8
	日の出町	127	8	892	12
	福生市	489	5	1,156	8
埼玉県	飯能市	522	0	2,062	0
	入間市	249	0	963	0
計		13,616	1,180	61,129	3,142

注) 平成 23 年 9 月 30 日現在の調査結果をとりまとめた。

※ あきる野市の調査園地数及び調査樹数には、あきる野市で確認された感染植物から 1 km 範囲に含まれる檜原村の一部地域で実施した結果を含む。

ただし、檜原村での感染植物はなかった。

表 2 広域調査の調査結果（平成 23 年度）

都道府県	市区町村	発生園地数	調査樹数	感染樹数
東京都	足立区	1	36	1
茨城県	水戸市	1	4,006	3
	古河市	2	1,675	19
滋賀県	長浜市	1	1,727	4
大阪府	吹田市	1	1,229	37
奈良県	奈良市	1	15	1
	桜井市	2	456	15

注 1) 平成 23 年 9 月 30 日現在の調査結果をとりまとめた。

2) 感染植物が確認された 5 都府県の計 9 園地（発生園地）の調査結果のみを掲載。

（これら 9 園地以外の園地では、感染植物はなかった。）

3) このほか 42 道府県では、感染植物はなかった。

4) その後、発生園地から半径 1 km 範囲の全園地の調査を行ったが、ほかに感染植物はなかった。

5) 感染植物は、既に処分が終了又は今年度中に処分される予定である。

6) 感染経路を調査中のもの（足立区、古河市、奈良市及び桜井市の園地）を除き、感染植物は、現行の防除区域から緊急防除の開始前に持ち込まれた植物に由来することが判明している。